



Title	農機具市場と農業共同組合
Author(s)	山田, 定市
Citation	北海道大学農經論叢, 16, 105-121
Issue Date	1960-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10789
Type	bulletin (article)
File Information	16_p105-121.pdf



[Instructions for use](#)

農機具市場と農業協同組合

山 田 定 市

一 問題の所在

資本主義が農業をまきこむ具体的な過程は、資本主義の發展段階と、それぞれの国々のおかれている諸事情によつて、異らざるをえない。それは、農産物の商品化の問題であると同時に、国内市場の形成の問題である。この二つの問題を、資本主義の帝國主義段階についてみると、つぎのよういことができる。まず農業の商品生産は、帝國主義段階でも間断なくすすみ、農業の自給体制は殆んど残らなくなるのであるが、しかも農家の経営形態は、いぜんとして前資本主義的な小経営をぬけることができないのである。いいかえれば、「中農層標準化」の傾向をたどりながら、農業の商品生産化がたえまなくすすむのである。この過程を生産物にそくして地域的にとらえれば、中農層を基底とした主産地の形成ということになる(1)。また、流通の面では、これらの主産地の中農層が中核となつて、販売機能に重点をおいた協同組合が結成されるのである。いわば、協同組合は、小農生産のまま、その生産物を商品化するために、生産過程と流通過程の統一を、小農の協同において実現する組織である。このようにして、農産物の商品化は、協同組合を通してより一層進展するのである。

ところで、農産物の商品化の發展は、反面において、農家經濟のなかへ、商品經濟がますます深く滲透してゆく過程でもある。これを逆に資本の側からいえば、その製品の国内市場がつくりだされてゆく過程でもあるわけである。このような視点からみると、むしろ

ろわれわれが注意すべきことは、日本の場合には、農民層の分解が正常に行われず、零細な農民経営がこんにちまで支配的に存続してきたことが、国内市場としての農村の意義を相対的に小さくしてきたという点であろう。このことは、農家の所得が、それによつてきわめて低い水準におさえられてきたこと、しかもその中で、多かれすくなかれ自給部分が残つてきたこと、さらに農業生産が手労働を中心としてきたために、発達した工業製品を生産手段（とくに労働手段）として用いることがすくなかつたことを考えあわせれば、すぐ理解できるところである。このように、ほかの資本家的製品に比べて、農業用製品がその国内市場形成において相対的にたちおくれていた、ということは、それだけ流通過程の合理化がおくれており、したがつて、前期的な取引関係が根強く残つていたことを意味している。つまり、わが国における工業製品の農村への販売は、ふるくから商人資本によつておこなわれてきた。さらにこのような商人が、同時に農産物取扱商人、高利貸、地主などを兼ねながら、農民から価値収奪を行なつてきたこと、そしてそれがやはり農民層の分解の重大なてことなつていたこと、を否定するわけにはゆかない。

このような商人の役割は、帝国主義段階に入つて、資本の独占化が急激にすすむにつれ、またそのような独占資本の農業生産物の流通機構の合理化にもなつて、次第に小さくなつてきている。部門によつては、商人が独占的製造資本に従属して、それ自体いわゆる「販売代理人」（ヒルファディング「金融資本論」）として製品の配給機構の中に入りこんでいる場合もすくなくない。こうした商人資本は、資本による流通過程の合理化によつて後退をよぎなくされたことはいうまでもないが、他方、このような流通過程の合理化の方向に適合した商業機関としての協同組合の発展によつて、それとの競争を通しても著るしく後退せざるをえなかつた。つまり、資本家的製品のための農村市場においても小農の組織する協同組合の介在の基礎があるわけである。

資本家的製品の農村市場に関連する協同組合（購買組合）は、小農による生産過程と流通過程の統一をよりどころとしていゝう点で、農産物市場における協同組合（販売組合）と共通しているが、資本の直接的な支配をうけ、その機能の領域も、流通経費の節減、商人資本との競争を通じての中間利潤の排除に限定されるという意味では、後者、すなわち販売組合とは著るしくことなつていゝる。むろん、購買組合、販売組合ともに、農村における存立の直接的契機は、小農がみずから商人資本と対決して、彼等の労賃部分まで食いこんで収奪されていた価値部分をとりもどそうとすることにある。しかも、実際には、肥料商、米穀商、高利貸を兼ねた商人が

多かつたために、現実の協同組合も購買組合と販売組合、さらには信用組合を兼ねたものが多かつた。しかし、機能的にいつて販売組合は、農産物の商品化の進展につれて、ますます、小農生産物の価値実現の方向を強く打出し、具体的な取引形態も、それに先行する形態が何であれ、とにかく共同販売の実現をめざしてすすむ。これに対し、購買組合はますます独占的製造資本の系列の中にひき入れられ、その過程で現実化する共同購入も、資本のために、農村市場の組織化と流通経費の節減を目的として、展開されるのである。

戦後における農産物の商品化の進展と、それに伴う農村への商品経済の浸透は、かなりめざましいものがあつた。とくに農家からみて購買の側面に重点をおいて、つまり農村市場の展開のあらましをみると、戦前に比べて生産財、消費財ともにその農村市場が拡大したといえるが、国内市場における農村市場の地位からみると、当初、発展の著るしかつた農村生産財市場の地位が年々低下して、消費財市場の比重がほぼ固定しているということが指摘できる⁽³⁾。このことは、農業の商品生産化が小農経営の枠内で「中農層標準化」の傾向をたどりながらすすむという、いわばゆがめられた農民層分解の反映でもあるわけである。さらに、購買組合が、農村市場に対して果している役割は、その積極的拡大というよりは、たかだかその組織化を助長するにすぎない、ということができよう。

さて、これまでのべたような、農村市場と農協の問題を、現状分析的にとりあげるためには、具体的な商品について、その商品の特性、その生産ならびに流通をめぐる諸条件を考慮しながら検討する必要がある。農村市場に関連ある商品を大別すれば農業生産資材としての、肥料、農機具、農薬、飼料などがあり、農家消費財がこれに対比される。この中で肥料は、もっぱら多肥農業として特徴づけられているわが国の農業にとつて、きわめて大きな意味をもっている。また肥料工業はわが国における化学工業の中でも重要な位置をしめている。さらに、これをわが国における農協運動に関連させた場合、農協の購買事業は肥料を中心にして展開したとみることもできる。しかし、肥料に関しては、他日を期して分析を加えることとし、小論では、農機具を事例としてとりあげてみた。ただし農機具は、農業においていまのところ肥料ほどのウエイトをもたないが、これを流通問題としてみると、資本と農業との関係が図式的に描きだされているばかりでなく、農業における生産手段としても、肥料とはちがった意味をもっているからである。そこで、以下の分析は、おおよそ次の三点からなつてゐる。(1)まず、考察の前提としてわが国の農業の機械化の段階と、資本のための国内市場としてもつてゐる意味。(2)農機具の生産と流通をめぐる市場機構の一般的性格。(3)農機具市場のなかに占める農協の地位とその機能の限

界。以上のことがらについて、北海道における実態分析を中心にして議論をすすめたいと思う。

註(1) 川村琢・山田定市「農産物の商品化構造」農経会論叢第一五集六頁

(2) 大豆粕やふすまなどは輸入品が主であり、その輸入に際しては、三井物産などの財閥資本が重要な役割を果たしていたのであるが、それでさえ末端においては、問屋―小売りという商人機構が利用されていた。

東畑精一編「日本資本主義と農業」八四頁
宇野弘蔵

(3) 農村市場問題研究会編「日本の農村市場」七一頁

二 農業機械化の進展

これまでのわが国における農業の機械化は、諸外国におけるそれに比べて著るしくおかれており、たかだか収穫調整機とそれに関連する原動機類が普及しているにすぎなかつた。ところが第二次大戦後における農業機械化の進展は、かなり顕著であり、とくに従来の脱穀調整用農機具のみでなく、動力耕耘機をはじめとする動力作業機が、急速に普及してきていることは、注目に値する事実である(1)。

こうした新しい機械が新しい市場を求めて浸透するという事情は、購入肥料の場合と全く異つている。同じ機種でも品質は年々向上し、銘柄はますます多様化している。これも化学肥料にはほとんどみられない点である。こうしたうごきは、農家の資産内容にもかなりの変化をもたらし、農機具支出の農家経済におけるウェイトは、戦前に比べて約三割にまで高まつている。しかしながら、他の支出項目、とくに購入肥料に比べると著るしく低い。農機具購入が一応のピークをなした昭和二十九年程度をとつてみても、全国平均では農業経営費現金支出中の肥料費は、三十五%もあるのに農機具費は、修繕費や賃借料を含めても九%にすぎない。もちろん、農機具の普及の仕方は、どの階層にも一様であるというわけではない。主として上層農家から浸透しはじめて、次第に下層農家にまで普及する、といううごきを示していることはいうまでもない。例えば、北海道における主要農機具の普及状況をみると、第1表に示した通りである。これをみると、台数のうえでは、原動機、脱穀調整機が圧倒的に多いが、増加割合をみれば、育成用農具や調整用農具もかなり急速にのびており、とくにトラクター、自動耕耘機の増加割合が著るしい。さらにこれを階層別にみると第2表の通りである。トラクター、

第1表 動、畜、人力別農機具所有台数

機 種	種 類	動 力			畜 力			人 力			
		年 度	28年	31年	指 数 28年=100	28年	31年	指 数 28年=100	28年	30年	指 数 28年=100
原 動 機	電 油 動 機 石 油 発 動 機 デ ー ゼ ル 発 動 機		26,001	30,305	116.6	-	-	-	-	-	-
			18,361	38,102	134.3	-	-	-	-	-	-
			5,547	10,472	188.8	-	-	-	-	-	-
農 用 作 業 車	ト ラ ク タ ー 自 裁 ロ ー タ リ ー 動 培 ス ク リ ユ ウ 耕 ク ラ ヂ ン ハ ン ド ト ラ ク タ ー		155	565	364.5	-	-	-	-	-	-
			424	1,828	431.1	-	-	-	-	-	-
			166	484	291.6	-	-	-	-	-	-
			90	549	610.0	-	-	-	-	-	-
			129	345	267.4	-	-	-	-	-	-
整 地 用 機 具	プ ラ ウ ハ ロ		1,378	2,036	147.8	197,719	208,233	105.3	-	-	-
			896	1,633	182.3	231,879	263,656	113.7	-	-	-
育 成 用 機 具	カ ル チ ベ ー タ ー " 三 畦 噴 霧 機 撒 布 機		-	638	-	-	72,384	-	-	-	-
			123	340	276.4	25,574	35,335	138.2	-	-	-
			1,410	2,469	175.1	2,307	5,982	259.3	37,796	40,511	107.2
収 穫 用 機 具	馬 鈴 薯 掘 取 機 回 転 型 簡 易 ヘ ー モ ア		51	253	496.1	1,935	3,948	204.0	-	-	-
			-	-	-	3,783	4,644	122.8	-	-	-
			184	339	184.2	2,487	3,491	140.4	-	-	-
脱 穀 調 整 用 機 具	脱 穀 機 (普 通) " (全 自 動) も み す り 機		45,036	55,999	124.3	-	-	-	37,294	23,224	62.3
			9,284	16,551	178.3	-	-	-	-	-	-
			23,095	30,968	134.1	-	-	-	-	-	-
養 畜 用 機 具	カ ツ タ ー 飼 肥 料 粉 碎 機		22,764	39,006	171.3	-	-	-	-	-	-
			309	3,408	260.4	-	-	-	-	-	-

註 北海道総務部文書統計課資料から引用

第2表 経営耕地面積広狭別主要農機具所有台数

種類 経営耕地	原 動 機						トラクター		自 動 耕 耘 機						ハ ン ド ト ラ ク タ ー	
	電 動 機		石 油 発 動 機		デ ィ ー ゼ ル 発 動 機		台数	割合	ロ ー タ リ ー		ス ク リ ュ ー		ク ラ ン ク		台数	%
	台数	%	台数	%	台数	%			台数	%	台数	%	台数	%		
	台数	%	台数	%	台数	%	台数	%	台数	%	台数	%	台数	%		
総 数	30,305	100.0	38,102	100.0	10,472	100.0	707	100.0	2,391	100.0	563	100.0	597	100.0	584	100.0
3反未満	17	0.1	11	0.0	4	0.0	-	-	3	0.1	1	0.2	-	-	2	0.3
3反～1町未満	253	0.8	369	1.0	93	0.9	4	-	13	0.5	3	0.5	2	0.3	10	1.7
1町～3 "	8,774	29.0	9,104	23.9	2,307	22.0	46	6.5	430	18.0	111	19.7	103	17.3	162	27.7
3"～5 "	12,971	42.8	12,433	32.6	3,600	34.4	111	15.7	958	40.1	240	42.7	261	43.9	170	29.1
5"～10 "	6,902	22.7	12,297	32.3	3,498	33.4	262	37.6	887	37.1	178	31.6	209	35.1	203	34.8
0～	1,385	4.6	3,886	10.2	970	9.3	284	40.2	100	4.2	30	5.3	20	3.4	37	6.4
例外規定	3	0.0	2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

註1 北海道総務部文書統計課資料から作成

2 原動機は昭和31年7月1日現在

トラクター、自動耕耘機は昭和32年7月1日現在

自動耕耘機のような動力耕機が上層から入りはじめていることがわかる。これに反し、原動機類は、中層以上の農家層にひろくゆきわたっている、といえよう。最近、大農機具類の普及がめだつてくるにつれて、導入農家の階層が、上層農家から次第に下層農家へとひろがりつつある。このことは、農機具の農村市場の拡大を意味しているとともに、他面において、農家が充分な購買力をもたないまま農機具を導入する傾向を助長しているのであつて、このこと自体、農機具市場ののびなやみを示すものにはかならない。このような隘路をうらやぶつて農機具を普及させるための政策として、農業改良資金、その他の農機具導入のための中長期融資がなされている。例えば、第3表をみると、農機具導入のための農業改良資金は年年増額されており、導入台数、融資率（ B/A ）などからみて、でき

第3表 農業改良（農機具）資金貸付状況

（単位 千円）

年 度	種 類	項 目	台 数	価 額 (A)	融 資 額 (B)	B/A
昭 31	耕 作 用 ト ラ ク タ ー 防 除 力 用 動 力 機 具 畜 飼 料 用 力 カ ツ タ ー	一 具 具 一	129	50,818	41,570	81.5
		機 具 一	94	7,166	5,701	79.5
		機 具 一	6	180	144	80.0
		機 具 一	80	9,031	6,563	72.5
32	耕 作 用 ト ラ ク タ ー 防 除 力 用 動 力 機 具 畜 飼 料 用 力 カ ツ タ ー	一 具 具 一	272	150,025	98,466	65.5
		機 具 一	206	20,077	12,867	64.3
		機 具 一	9	177	130	73.5
		機 具 一	264	11,298	8,620	76.5
33	耕 作 用 ト ラ ク タ ー 防 除 力 用 動 力 機 具 畜 飼 料 用 力 カ ツ タ ー	一 具 具 一	219	119,400	70,195	58.8
		機 具 一	296	18,490	12,152	65.1
		機 具 一	124	3,000	5,418	64.8
		機 具 一	451	17,900	11,802	65.8

註 ホ ク レ ン } 資料から作成
道農務部農業改良課

るだけ導入台数をふやそうとする方向をとっていることがわかる。とくに耕作用トラクターについては、最近における導入台数の大半が、この資金を利用してゐる。とくに、この資金を貸付けるにあつて共同利用を優先するたてまえをとっているため、なお一層自己資金によらない導入を多くしている、といえよう。

いま、これを農家側からみると、第4表に示したように上層農家で動力耕機（トラクター、自動耕耘機）を導入した農家は、ほとんど半額に近い金額を農業改良資金に依存していることがわかる。また第4表で「その他」となつてゐるのは、主として商人に対する掛買（でき秋ばらいが多いが翌年へ持越す場合もある）をさしている。これは、原動機、脱穀調整機に多くみられる。いずれにしても、農家の農機具導入の動向は、現金買から、中長期資金の利用による年賦償還、もしくは商人からの短期的な掛買の方向にむいてゐる、といえよう。つまり、農機具をめぐる農村市場は、ひとつには、小経営の農業生産が、農機具を効率的に使う基盤をもたないという点で、その拡大の限度が劃されてゐると同時に、農業内部における資金蓄積が、それによる農機具導入を可能にするほどすすんでいないという点で一層狭隘にしているのである。最近における、機種改良、銘柄の多様化は、農機具製造資本からみて、農村市場拡大のための苦肉の策であるといえる。もちろん、農機具市場の狭隘さは、今後の農機具の導入の量的拡大を必ずしも否定するものではないが、農機具メーカーの生産力の増進を促がすとともに、その結果ふえた製品を円滑に受入れるだけの余裕ある市場でない、といふことはいえるであろう。このことのなかに、後述する、流通過程の合理化、さらには流

第4表 農業改良資金利用状況

(金額単位 千円)

経営耕地	項目	調査家数		原 動 機			動力耕機			動力防除機					動力脱穀機				カッター		
		台数	総額	農業改良	台数	総額	農業改良	台数	総額	農業改良	農協	その他	台数	総額	農協	その他	台数	総額	その他		
																				台数	総額
20	町	3	135	-	3	3,315	1,440	2	70	-	-	2	84	-	-	-	-	-			
15	20	5	60	-	4	3,650	1,200	3	236	-	60	3	181	-	60	1	46	-			
10	15	8	20	-	3	2,910	2,215	3	211	41	-	3	133	-	35	1	30	30			
5	10	14	150	-	1	348	-	3	75	-	-	6	273	42	-	3	76	40			
	5	10	53	-	1	350	200	2	68	45	-	1	77	-	-	2	59	-			
	計	40	418	-	12	10,573	5,055	13	660	86	60	15	758	42	95	7	211	70			

註 1 昭和30年度以降(共有も含む)について

2 美幌町における個別農家調査をもとに

通機構の農機具メーカーに対する系列化の要因がみそんでいる、ということが出来る。

註(1) 農機具の普及状況については

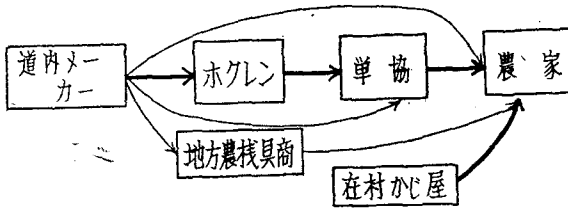
農村市場問題研究会編「日本の農村市場」二二一頁以下

川東健一編「日本の経済と農業」二二二頁以下をそれぞれ参照。

(2) 農業改良資金が共同利用を優先しているということは、農家の名目的共同利用を多くしている。もちろん、実際に農機具(主にトラクター及び附属農具)を共同利用している例もかなり見受けられるが、一般的には、単なる名義上の共同利用が多く、かりに一時的に共同利用が実施されていても、共同管理、使用時期の競合、費用配分ほどの問題が原因となって、くずれることが多いようである。

七戸長生「共同による農業機械化に関する考察」農業経営研究V三二頁以下参照。

第1図 農機具の流通機構〔1〕



註 聴取による。太線は主要経路

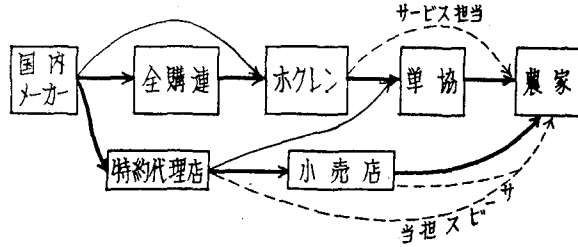
三 農機具をめぐる生産と流通

さきに指摘した農家側の事情を反映して、農機具工業がどのように発展し、それをめぐる流通機構がどのように変ってきたかについて簡単にふれておこう。まず、ひとくちに農機具工場といつても、その性格は、農機具の多様性と相まって、きわめて複雑である。これを大別すれば、まず、小農機具やプラウ、ハローのような畜力作業機を中心に製造している小メーカー（野かじ）があり、これがメ

ーカー数のうえでは全体の九十五%を占めている。さらにエンジン、収穫調整用農具、小型動力耕機などを製造する大もしくは中メーカーがある。しかし、後者の中に入るものであつても、いわゆる農機具工業として独立しているもの、農機具を副次的に生産しているものなどがあつて、一律に規定することはできない〔1〕。しかし、農機具メーカーについて全体的にいえることは、他の生産部門に比べて中小メーカーのしめる比重がきわめて大きいということ、さらにそれらの中には、一方において問屋制資本の下請的な性格を色濃く残しながら、他方において農民との間に直接的な注文生産を行ない、いわゆる職人的な技能に依存しながら存立しているものとしての野かじが多いということがいえるのである（流通機構〔1〕参照）。かれらが生産している農機具は、農業の地帯的特色（主に土質、土性）と結びついているので容易に大量生産に移すことができないため、道内メーカーによる大量生産の試みがあるにもかかわらず根強く存立しているのである。しかし、これら野かじの存立の基礎は、次第にきりくずされつつあり、それじたい没落するか、あるいはトラクター用作業機の組立や修理などを通して次第に大メーカーに従属する傾向にある。

ところで、中小メーカーが、大メーカーの系列の中に急速に入りつつあるのは、原動機、防除機、収穫作業機、小型動力耕機などにおいてである。このような系列化は、同じ機種を生産するメーカー同志で行われているばかりでなく、異つた機種（例えば、原動機と脱穀調整機）を生産するメーカー

第2図 農機具の流通機構〔Ⅱ〕



註 聴取による。太線は主要経路

の間でもすすんでいる。とくに最近では、農家側から、農機具の効率的利用のための万能化がますます望まれてきているため、セツト農機具として販売しようとするうごきが強いため、上述の異機種メーカー間のていけいがことさらに活潑となつていのである。このような動向が、一面で資本の集中独占化の一般的動向を反映していると同時に、他面では、狭隘な農機具市場に対しよするためのメーカーの生産合理化のうごきであることはいうまでもない。また、このことがメーカー間の競争を激化していることも否定できないであろう。さらに、上述したような生産における系列化は、当然のこととして流通機構の系列化をよびおこしている。すなわち、流通機構〔Ⅰ〕に示したように、大メーカーは、これまでの地方農機具商を、みずからの製品の特約代理（販売）店に指定することによつて、市場確保の安全性をはかろうとする。これを特約代理店の側からみれば、割当てられた製品の販売量を消化すべく宣伝普及にとつとめ、とくにアフターサービスには細心の注意をはらわざるをえなくなる。しかし、流通機構の大メーカーへの系列化は、次第に中間利潤部分の縮減をもたらしている。

とくに、これまで利益取得のめぼしいよりどころとなつていた部品販売（三〜四割のマーヅンを含む）は、新型農機具のめまぐるしい変化によつて売行が不振となつてきているため、かれらにとつて中間利益の取得は一層困難となつている。さらに、在来の農機具商の活動をむすかずかしくする要因として、さきに指摘した農家の農機具購入方式の変化、つまり商人にそくしていえば掛買の増加、という点をあげておかねばならない。いうまでもなく、商人にとつて、掛売は資金の運用能率を著しく低め、それだけ販売活動をむすずかしくするからである。流通機構〔Ⅱ〕に該当する農機具は、すでに指摘したように、原動機、脱穀調整機、自動耕耘機が主軸をなしているが、これらの機種を扱っている地方農機具商（特約代理店、小売店）の最近のうごきをみると、車輛、土木用機械およびその附属品などの取扱を漸次ふやして、農機具取扱を次第に副次的なものにする、という経営転換を行なつていものが多（い）い。このような農機具商の相対的な後退は、一般的な流通機構の合理化の結果であるとともに、その合理化の方向に適合した商業機関としての農協系統組

織の進出の結果でもあるわけである。

註(1)

東畑編「日本の経済と農業」二三三頁以下

平井正文「農機具の生産と流通における最近の動向」協同組合経営研究参照。

- (2) 中間利潤について算定することは、一般にはむずかしい。とくに農機具の場合には機種によつて著るしくことなつてゐる。しかし、大まかについて昭和二四、五年頃一〜二割のマージンがあつたのに対し、現在では一〜一・三割に落ちていることは事実である。

- (3) 例えば、北見市には、現在卸売農機具商が四戸、小売商と卸売商をかねたものが一戸あり、これらの業者が周辺町村に多くの小売商を擁しているが、卸売農機具商はほとんど大メーカーの特約代理店となつてゐる。さらにその事業内容についていえば、農機具取扱高は量的にのびているにもかかわらず経営内でしめる比率は、年々低下してゐる。

四 農機具の流通をめぐる農協の地位と機能

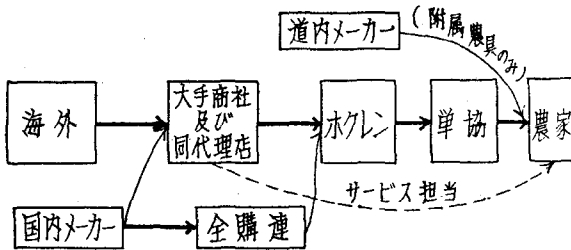
農機具メーカーの側からみて、流通過程をみずからの資本系列の中にひき入れながら合理化するうえで、商業機関に対して求めることは、農機具取引にあつて独自の利益(商業利潤)の追求から手数料にもとづく取引へ移行するのに適合した条件さらに農機具に対する農村市場の組織化とその維持拡大、ならびに流通経費節減の条件、をもつことであろう。購買組合(あるいは農協の購買部門)はこのような条件をもつともよく備えている商業機関である、ということが出来る。農機具の流通機構の中にしめる農協の地位が次第に高まりつつあると同時に、それじたい大メーカーの資本系列の中へ事実上入りこんできているのもこのためである。以下、具体的にこの点をほり下げてみよう。北連の農機具取扱高の推移は第5表の通り年々増加しているが、購買事業総額中にしめる比率は殆んど固定的である。機種別には耕作農機具の増大が目立つてゐる。これを第6表についてやや詳しくみると、まず、原動機、自動耕耘機、輸入トラクターなどの台数の増加が著るしい。これらの農機具が、もつぱら国内ないし国外大メーカーによつて製造されていることを加味

第5表 ホクレン年度別農機具取扱対比

年 度	項 目 総 額 (百万円)	内 訳					
		原動機	耕作機具	育成機具	収穫機具	小農具	その他
昭25年度	310	-	-	-	-	-	-
26	394	-	-	-	-	-	-
27	451	-	-	-	-	-	-
28	507	-	-	-	-	-	-
29	574	28	15	21	25	5	3
30	608	25	14	23	31	4	3
31	594	24	13	23	25	5	10
32	911	16	21	21	24	8	10
33	1,028	16	28	20	25	6	10

註 ホクレン資料から作成

第3図 農機具の流通機構〔Ⅲ〕



註 聴取による。太線は主要経路

すれば、農機具大メーカーと北連の系列化が、これら大農機具を中心にしてす
すんでいる、ということができよう。いわば北連は、実質的に大メーカーの特
約代理店としての性格をよよくしているといえる。前掲の流通機構〔Ⅱ〕にお
いて、自動耕耘機、原動機、脱穀調整機などについては、地方農機具商と北連
が直接的な競合関係に立つことがすくなくないが、この結果、北連は優位に立つ
て次第にその取引範囲を拡大しているのである。とくに、輸入トラクターにつ
いては、別の流通経路を考えなければならぬ。すなわち、流通機構〔Ⅲ〕に示し
たように、ホクレンは、貿易商をかねた車輛関係の大手商社からちかに仕入れて
これを単協に卸している。国内産大型トラクターは、全購連をへて北連が仕入
れている。つまりトラクターに共通なことは、特殊の小型のものを除けば、北連が
もつぱら一手にひきうけていて、地方農機具商を経ることがほとんどない、とい
うことである。また、トラクターはほかの農機具とちがつて、アフターサーヴィ

第6表 主要農機具のホクレン取扱実績

機 種	年 次	25	26	27	28	29	30	31	32	33
		発動機	290	342	400	397	444	506	221	689
電揚水機	607	250	354	310	448	526	501	412	405	
気動機	-	-	-	-	234	472	855	1,104	1,459	
自 動 耕 転 機	-	-	7	43	-	181	118	440	473	
	-	-	-	-	279	171	204	299	485	
小 型 耕 転 機	-	-	-	-	-	-	-	481	503	
輸 入 ト ラ ク タ ー	-	-	-	-	77	54	74	124	210	
プ ロ セ ー タ ー	2,139	5,410	4,103	4,307	4,162	3,642	3,802	4,022	4,353	
ハ ル チ ン	1,012	3,652	3,025	3,342	2,643	2,233	1,745	1,596	1,377	
	465	1,424	1,298	1,453	1,436	898	744	827	1,044	
背 負 噴 霧 機	486	300	697	712	718	509	536	1,040	955	
車 載 力 噴 霧 機	52	-	112	99	73	65	57	153	151	
手 動 力 撒 布 機	-	-	-	-	-	10	6	154	280	
手 動 力 撒 布 ミ ス ト 機	5,980	5,851	5,438	6,735	7,618	5,026	4,738	4,110	3,438	
	-	-	-	224	505	231	306	433	731	
カ ツ タ ー	908	1,850	2,427	1,770	1,617	4,448	1,700	2,420	3,312	
フ ィ ー ド グ ラ イ ン ダ ー	-	-	466	509	412	381	356	567	533	
ヘ ー モ ー 脱 穀 機	93	132	134	102	148	154	78	151	196	
	40	60	65	141	158	173	77	185	214	
動 力 脱 穀 機	1,345	1,870	1,877	1,331	1,000	1,050	563	1,290	966	
唐 水 株 も 馬	1,034	1,421	2,142	1,641	1,217	1,310	793	911	989	
田 間 除 草 機	4,773	11,734	13,370	15,157	18,850	15,478	14,098	10,563	9,003	
	-	-	-	-	-	2,497	10,162	26,949	26,584	
馬 鈴 薯 堀 取 機	508	360	215	92	97	271	242	247	388	
	149	288	316	92	93	152	73	132	125	

註 ホクレン資料から作成

スや修理が重要となるが、これらもつばら車輛関係の大手商社や代理店ならびにそれに直属する自動車修理工場によつてなされて
る。

また、脱穀調整機や防除機については、北連自体としてもかなりの台数をさばっているが、相対的には地方農機具商の方がはるかに
優位にたつている。このことは、断片的にはあるが第7表によつてもわかる。これらの農機具の販売について、北連を中心とする農

第7表 購入先別農機具台数

項目	農機具調査家数	発		動		機		動		力		機		動		力		機				
		台数	メカ	商人	農協	台数	メカ	商人	農協	台数	メカ	商人	農協	台数	メカ	商人	農協	台数	メカ	商人	農協	
20町～	3	1	1	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
15～	5	2	1	2	4	1	1	3	3	1	3	1	3	3	1	3	1	1	1	1	1	2
10～	8	1	1	1	3	1	1	2	3	1	3	1	3	3	1	3	1	1	1	2	1	1
5～	14	2	1	2	1	1	1	1	6	1	5	1	1	5	1	3	1	3	1	3	1	1
～	10	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2
計	40	8	1	7	12	1	5	7	15	1	14	1	13	1	1	7	1	7	1	7	5	5

註1 昭和30年以降（共有も含む）について

2 美幌町における実態調査にもとづく

協系統組織が、また優位にたちえないのは、ひとつには、これらの農機具については農協がもつとも苦手とするアフターサービスが
かなり重要な意味をもつからであり、さらには、購入資金貸付の途が十分にひらかれていないからである。しかし、最近はこちらの農
機具も融資対象となりつつあるので、これらの農機具についても北連の進出は予想されるところである。

以上のべたように農機具の流通機構の中にする農協系統組織の地位は次第に強化されつつあるが、このことによつて、農機具の流
通に与える影響は大別して二つに要約することができる。その一つは、中間利鞘の縮減である。むろん、この傾向は、流通過程一般に

第8表 ホクレン取扱主要農機具建値数

機種	項目	仕入	卸売	小売
輸入	トラクター	100	102~103	104~106
同	作業用機具	100	103	105~107
同	部品	100	103	107
国産	トラクター	100	105~108	111~114
自	動耕耘機	100	106~111	112~119
マ	メト機	100	117	127
発	動機	100	105~114	114~138
テ	イラー	100	110~125	123~147
ハ	ンドトラクター	100	111~112	124~127
電	動機	100	107	8
プ	ラウ	100	106~108	117
カ	ルチペーター	100	106	117
デ	スクハロー	100	107	117
株	間除草機	100	108	121
防	除機	100	104	122

註 1. ホクレン資料から作成
 2. 卸売は単協に対して、小売は農家に対して

認められるところだが、北連を中心とする農協系統組織の進出が、この傾向を一層助長していることは否定できない。このことは、北連とちがかに競争関係に立っている地方農機具商が最もつよく感じとつている。したがつて、地方農機具商の運営転換のうごきは、北連の進出によつて一層促進されている、といえよう。ところで、北連の商業機関としての性格を、あるていどたしかめるために、各種農機具のマーシンのついてみるゝと第8表のようになる。これによると平均指数差は、北連、単協ともに五〇八だが、機種別にみると、かなりのひらきがある。例えば輸入トラクターの指数差は五〇六にすぎないが、国産トラクターは、二〇〇三〇に達している。原動機、防除機もかなり高くなつている。国産トラクターが最近とくに注目をひいており、北連もその普及に積極的になつては、こうした高い中間利潤の取得が根拠になつては、こうした高くないものと思われ。しかしながら、ここに示された中間利鞘の率は、いずれも、一般農機具商に比べてかなり低いものである。また、げんに相当高い利鞘を取得しているものについても、大メーカー間の競争が激化し資本の系列化がすすむにつれて、その率は次第に低下せざるを得ないであろう。さらに北連を中心とする農協系統組織の進出は、農協と商人の機能的分化をもたらしは、これが農機具の流通をめぐり変化の第二の点である。すなわち、農機具メーカー側からみて、販売は農協系統組織を通して、アフターサービスは地方農機具商ないしメーカー直属の代理店によつて、という二つの経路をはつきりさせるといふことである。これは前掲の流通機構(Ⅱ)及び(Ⅲ)においてみられるところである。この場合、農協、商人ともに大メーカーによつて保証された手数料による存立、という方向にむかざるをえない。

五 農機具市場をめぐる農協の機能の限界

以上、農機具市場と農協の関係を三段階に分けて考察してきた。むろん、この考察自体きわめて不完全なものであつて、この中から、ただちに農機具市場に関する一般的性格をひきだすことはできない。しかし、すくなくとも次の諸点を指摘することはできると思う。

(1) さきに示した農機具の流通機構の三つの數型を端的に特徴づけると、「I」は、在村の野かじを中心とする農家との直接的注文生産の場合、「II」は、地方農機具商を介在する場合、「III」は、大メーカーによる流通機構の系列化が最も顕著な場合である。現実の農機具市場が、資本への系列化からみて、それぞれ異つた段階にあることを考慮に入れば、この類型化は、農機具の機種に重点をおいたものではなく、むしろ資本への系列化の段階のちがいに重点をおいたものである、といえる。したがつてどの機種についても、「I」→「III」の移行の傾向を否定するわけにはゆかない。

現在のところ、北連は、資本の系列化に入りつつあるとはいへ、まだ複数の大メーカーと結びつきうる条件をもっている。つまり、大メーカー間の競争関係を有利に利用しうる条件をあるていどももっている。しかし、資本間の競争関係が次第に固定化して、系列化がはつきり打出されると、ほとんど一方的な売手独占的な市場関係ができあがる。具体的にいへば、北連が、それぞれの機種について仕入先のメーカーを自由に選ぶということが、事実上不可能となる。その場合には、メーカー側から提示される取引条件に甘んずるほかはなく、そのことが農家ないし単協から要求されることと相容れないというよりは、むしろ、メーカー側の要求する諸条件を農家ないし単協に強要するほかはなくなるであらう。

(2) そのような関係がもつとも尖鋭的にあらわれるのは取引価格についてである。元來、商品の買手は、その価格形成にあつて決定的な要因をもちえない。これを小農の協同組合についてはいえば農産物の販売においては、小農生産物の価値（＝費用価格）というギリギリの要求価格をもちうるが、購買品については、そのような根拠がない。購買組合の決定的な弱さはここにあるといわねばならない。したがつて、農機具について売手独占市場が成立した場合、農協は、そのような関係からひきだされる独占価格をハネ返すだけの力をもちえないのである。

(3) 農協系統組織は、農村市場の組織化と、流通経費の節減の機能を通して流通過程の合理化に寄与しうる側面をもっている。しかし、このような機能を農協自体がはたそうとする場合、一方において資本の系列にますます深くひき入れられるとともに、他方において、農機具の生産と流通をめぐる諸矛盾を、農協自体の内部的矛盾としてうけとらざるをえない。このことをいいかえると、農協は、農機具資本から農村市場の拡大を要請されているにもかかわらず、そのような機能を充分に果たすことができない。農機具の農村市場を拡大するためには、生産手段としての農機具の機能する場を農業生産の中で積極的に創出すると同時に、農業内部における資本蓄積をおしすすめるなければならない。しかし、流通過程を本来的な活動領域とする農協は、これらのいずれについても十分な機能をはたすことができないのである。